

## 令和三年荒魂之會二月例會資料

日時・三月二十日（祝・土）午後一時から午後三時迄  
會場 秋葉原驛前茶房  
祭禮 春季皇靈祭・彼岸の中日  
出來事 上野動物園開演（明治十五年）  
人物生誕 秋山眞之 人物忌日 黒田如水

### 三月の回顧（十一名）

鈴木 昌鑑氏	昭和五十九年	三月三日	三十七回忌
稻川 誠一氏	昭和六十年	三月二十日	三十六回忌
大本 巖生氏	昭和六十一年	三月十二日	三十五回忌
青山 新太郎氏	昭和六十三年	三月二十日	三十三回忌
西川 仁之進氏	平成 六年	三月十一日	二十七回忌
松田 福松氏	平成 十年	三月十二日	二十三回忌
平山 三郎氏	平成十二年	三月二十四日	二十一回忌
郡司 勝義氏	平成十九年	三月十四日	十四回忌
夜久 正雄氏	平成二十年	三月十九日	十三回忌
山口 宗之氏	平成二十四年	三月二十一日	九回忌
笹目 善一郎氏	平成二十五年	三月六日	八回忌

### 内容

研究會 午後一時から午後三時迄

- (一) 『制度通（上）』伊藤東涯著 報告者 竹内
- (二) 萬葉集輪讀
- (三) 日本書紀輪讀
- (四) 偉人暦

## 伊藤東涯の人物

伊藤東涯（一六七〇〜一七三六）、名は長胤、字は源藏（原藏、また元藏）。別に慥慥齋とも號する。私諡して紹述先生といふ。仁齋の學問の整備充實を圖り、堀河學派を江戸の徂徠學派と拮抗するほどに盛大ならしめた。

仁齋は識見超邁にして、自ら創業の才たり。東涯は識見はるかに仁齋に及ばずして、博學の點に於ては確に仁齋を駕して上れり。東涯は仁齋の學說を紹述すべき地位に居りて恰も之に適せること、殆ど先天的に規畫せられたる者の如し。（井上哲次郎著『日本古學派の哲學』）

或る人、伊藤東涯が所に往き、史記を五遍反覆して讀みしなれども、未だ解せざること多しといへり。東涯對へて、吾子の解し得ざるは、其筈のことなり。餘は二十一遍讀みしなれども、未だ解せぬことありといはれたり。紹述先生の勉強精密、實に驚嘆すべきことなり。（同右）

漢學者流の中に、伊藤長胤と云へる人ばかり愛きはなし。此人の著せる、本朝官制沿革圖考、制度通などいふ書等は、便宜く書つめたる物なれば見るべし。また吾黨の小子の漢學をも爲ま欲く思はむは、まづ此長胤著せる書の悉く讀て後に、他書に度たらむには、進み速からむ物ぞ。（平田篤胤著『古史徵開題記』岩波文庫 三百三十頁）

仁齋の長子東涯は、また父の名を恥かしめぬ大儒であつたが、ある書物に、仁齋東涯父子の人物を比較して、かやうに申して褒めました。仁齋は他から「誰々が先生のことをかやうに申して褒めました」などといったても、「さうですか」とばかりで、顔色一つ動かされなかつた。これは度量が廣くて、毀譽を問題にせられなかつたからである。東涯はさやうの場合は、「さうですか」といはれるのが、いかにも嬉しさうだつた。東涯は性質が純良で、心に邪氣がなかつたからである。仁齋先生の態度は、仁齋先生としてよいし、東涯先生の態度は、また東涯先生としてよろしい。（森銑三著作集第八卷 二十三頁）

四月十七日（土）

午後一時から三時 於秋葉原駅前ルノオール貸会議室

研究課題 『制度通（下）』伊藤東涯著 報告者 小澤

五月（詳細未定）

研究課題 『雨月物語』上田秋成著 報告者 前川

六月（詳細未定）

研究討論 『春雨物語』上田秋成著 報告者 小澤

八月（詳細未定）

研究課題 『椿説・弓張月』瀧澤馬琴著 報告者 竹内

九月（詳細未定）

研究課題 『日本永代藏』井原西鶴著

十月（詳細未定）

研究課題 『飛騨匠物語』石川雅望著

十一月（詳細未定）

研究課題 『近江縣物語』

十二月（詳細未定）

研究討論『研究課題の纏めと討論と』令和四年の研究課題について

### 三、催物案内

- ・三の丸尚藏館展覽會 第八十八回展 「近代陶磁をふりかへる『明治・大正・昭和初期』」  
會期・令和三年一月九日（土）〜四月十一日（日）迄
- ・國立博物館 特別展「國寶 鳥獸戲畫のすべて」令和三年四月十三日（火）〜五月三十日（日）

## 東涯の學問

### 一 仁齋學の繼承

- (一) 仁齋の主著への註解『論語古義標註』『孟子古義標註』他  
・仁齋は終生自己の著作を刊本といふ形では公表してゐない。著述に對する仁齋の姿勢の嚴しさに關つてゐる。仁齋は『論語古義』の改稿補訂に五十年近くにわたつて續けてゐる。仁齋の主要著書はもつぱら東涯の手によつて爲されてゐる。

(二) 仁齋の思想・學說の敷衍 『辯疑録』『古學指要』他

二 仁齋學の位置附け 『古學學變』（儒學の性格が、漢で一變し宋で再變する。その變遷の過程を實地に吟味し檢證したもの）

三 制度史の學 支那の上古より宋元明に至るまでの制度の沿革を明示し、同時に、我が國の古制との關係を講及したもの。

四 言語の學 語法・語義の研究に關る三部作、『助字考』（句末の助字の表現洋式について考究したもの）『用字格』（句の劈頭における助字の使用法の詳解）『操觚字訣』（同訓異字字典）  
『名物六帖』天文・時運・地理・人品・宮室・器財・飲饌

## 『制度通』書かれた動機

一、我が國の制度に關する關心 本朝の制度（平安京の制）の由る所を講究しようとした。

二、一般の儒者の、支那の歴史に對する無知を是正しようとした。秦漢以來、宋明に至るまで、支那の制度はさまざまに變つてゐる。

## 『制度通』特筆すべき點

記述の正確さ。引用文の誤讀が絶無に近い。

支那の制度の變遷について、その重要なものを、洩れなく指摘しつつ、しかもくくだくなくない。

堂の建ものことなり。

本朝 宮殿の名、漢・唐の稱とかはることなし。「神武天皇の本紀」に、「高島の宮」「橿原の宮」と云ふがごときは、皇居をすべて云ふなり。

## 卷一 元年改元の事

古へは天子・諸侯即位の年、是れを元年と云ふ。……先君崩薨の後、明年を元年と云ふ。「踰年改元（年を踰えて改元す）」と云ふ、是れなり。

これより以後、歴代相續して、即位並びに祥瑞・災變には必ず改めらるるなり。

本朝には辛酉・甲子の年、必ず改元あり、是を革命・革命と云ふ。

## 曆法の事

本朝の制 『日本紀』を按ずるに、推古天皇十年冬十月、百濟國の僧・觀勒、來朝して曆本を貢す。並びに天文地理・遁甲方術の書を持し來たる。陽胡史祖玉陳、曆法を習ふ。此れ 本朝曆法の始まりなり。

## 卷二 州縣郡國の事

神武天皇、都を大倭國橿原に定め、天皇の位に即きたまふ。その時、大倭國・葛城國の造を定め、その外、功あるものに國造を賜ひ、その次は縣主を定めたまふ。それよりこのかた、代々任ぜられて、和銅の比までに總任の國造百四十四あり。しかれば、上世は、日本百四十四國にて、國ごとに國造一人ありてこれを掌る。

## 宮殿名稱の事

宮と殿との差別、諸書にあらはれず。漢・唐の制度を考ふるに、甚だわかちあり。宮と云ふは、王侯の居る所の總てがまへなり。今時の俗に、やかた・やしきと言ふがごとし。殿といふは、その中にある殿可おはる。是れをとどめて案とす。是にて二通なり。是れは何れも官府のひかへなり。太政官、又更に一通を寫し施行す。是れにて三通なり。

## 卷六 進士及第・状元・三場の事

神宗の時に、王安石 事を用ひ、詩賦を以て士を取ることを罷めて、學者をして力を經學に専らにせしめ、經義・論策を以て進士を試みんことを上言す。蘇軾 上疏して、人君その身を修めて、天下の表となりたまはざれば、詩賦・論策ともに均しく無用たり、といへり。時の相・趙抃、東坡の言を是とす。然れども遂に王安石の策に従ひて、詩賦・帖經・墨義を罷めて、經義・論策を以て進士を試む。

## 卷七 廟號・陵號並びに臣下諡號の事

漢の世、又諡を用ゆ。高帝・景帝・文帝と云ひ、光武・昭烈と云ふ、みな諡なり。漢の世には、一字の諡に「孝」の字を加ふることなり。その高祖・太宗・世宗・中宗と云ふは、廟號なり。

本朝 廟號を立つることなし。陵號は別に名づくることなし。畝傍山（の）陵・山階（の）陵といふばかりなり。

堂の建ものことなり。

本朝 宮殿の名、漢・唐の稱とかはることなし。「神武天皇の本紀」に、「高島の宮」「橿原の宮」と云ふがごときは、皇居をすべて云ふなり。

## 卷三 唐三省本朝太政官の事

官制の事、通じて之を考ふるに、古今の間、年代おしうつりたるゆへに、古の官、權なしといへども廢しがたく、新しき官、事にあたりて設け置かざればかなはざるによつて、かくのごとく重複することなり。

## 六官・九寺・六部・八省の事

本朝、唐の六部に準じて八省を置く。

天平寶字二年、官號改易の時に、中務省を改めて信部省とす。式部省を改めて文部省とす。治部省を改めて禮部省とす。民部省を改めて仁部省とす。兵部省を改めて式部省とす。刑部省を改めて義部省とす。大藏省を改めて節部省とす。宮内省を改めて智部省とす。是れみな孝謙帝朝に臨んで、惠美押勝等、敕を奉じて改易する所なり。押勝事敗れて、悉く舊號に復す。

## 東宮官屬の事

東宮の稱、春秋の時より見はる。『詩（經）』の「衛風碩人」の篇に、「齋侯之妻 東宮之妹」とあり。

## 卷四 詔敕制誥並びに位記等の事

又詔書は、すべて三通り寫しかゆるなり。先づ内記の草する詔書、御晝日のあるを、中務省にとどめて案とす。是れ一通なり。中務省にて例にうつしかへ、即書して太政官へ送る。太政官奏聞し、天皇 晝